

長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定め、その適正な実施のための助言、指導を行うことにより、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止並びに良好な生活環境、豊かな自然環境、景観の形成及び生活環境の保全を図り、もって町民の安全と安心を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光をエネルギー源として電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物でないもので、土地に自立して設置するものに限る。）及びその附属設備をいう。
- (2) 設置事業 発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成及び立竹木の伐採を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 設置した発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行い、又は行おうとする個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 自治会 事業区域周辺に居住する住民が所属する自治会その他これに類する団体をいう。
- (7) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物の所有者、管理者又は占有者
 - イ 事業区域の土地の境界線から10メートルの範囲内の土地又は当該土地に存する建築物の所有者、管理者又は占有者（アに掲げる者を除く。）
 - ウ その他設置事業又は発電事業により、ア又はイに掲げる者と同程度の影響を受けると町長が認める者

(町の責務)

第3条 町は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、設置事業及び発電事業の実施にあたっては、事業区域周辺の災害の防止、良好な生活環境の維持、豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全並びに自治会や近隣関係者との良好な関係の保持を図るため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 発電設備に係る事故が発生したとき又は、苦情若しくは紛争が生じたとき、直ちに必要な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決にあたること。
- (2) 発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積み立てること。
- (3) 第7条第1項各号に定める区域では、設置事業を実施しないこと。
- (4) 自治会及び近隣関係者に対し、あらかじめ設置を計画している発電設備の設置事業及び発電事業について説明会を行い、当該発電設備の設置及び運用に関する理解を得ること。
- (5) 設置事業を行おうとする日の前日までに当該設置事業に係る計画の概要を記載した標識を事業区域内の公衆の見やすい場所に設置事業が完了する日まで設置すること。

(適用する設置事業及び発電事業)

第5条 この条例の規定は、発電出力が 50 キロワット以上（実質的に同一と認められる事業者が、近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の合算した出力が、50 キロワット以上となる場合を含む。）の設置事業及び発電事業に適用する。

(事業計画の届出)

第6条 事業者は、設置事業を行おうとする日の 60 日前までに規則で定める計画書を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたとき又は設置事業を中止するときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

(自粛を要請する区域)

第7条 町長は、次に掲げる区域において設置事業が計画された場合に、災害を防止するため必要があると認めるとき、又は良好な生活環境の維持、豊かな自然環境若しくは魅力ある景観の保全上支障があると認めるときは、事業者に対して当該設置事業を自粛するよう要請するものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域内の斜面地等の自然災害の発生が危惧され

る区域

- (2) 法令等により、自然環境の保全区域として指定されている区域
- (3) 法令等により、優良な農地に位置付けられている農地
- (4) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (5) その他町長が必要と認める区域

2 事業者は、前項の規定による要請を受けたときは、設置事業を行わないよう検討し、その結果を規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。
(災害及び事故の防止等)

第8条 事業者は、発電設備の設置及び管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 雨水等による土砂の流出、崖崩れその他の災害の防止並びに発電設備及び事業区域内の安全管理に関する措置を講ずること。
- (2) 事業区域周辺に被害が生じないように太陽光パネル及びその架台を台風又は強風に耐えることができる構造とすること。
- (3) 事業区域内においては、生活環境、営農環境の保全及び自然環境の保護に配慮し、除草等環境整備を実施すること。
- (4) 設置事業の完了後から発電事業を終了し、設備を撤去するまでの間、近隣関係者に周知するため、発電設備の管理者に係る規則で定める情報を事業区域内の道路沿い等の公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 設置事業及び設置した発電設備の安全管理に関し、事故又は近隣関係者との紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための必要な措置を講ずること。
- (6) 設置した発電設備を廃止するときは、責任をもって当該発電設備を撤去すること。

(指導又は助言)

第9条 町長は、発電設備の設置又は管理に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 事業者は、前項の指導又は助言を受けたときは、その処理の状況を規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。
(勧告及び公表)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第6条の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第7条第2項及び第9条第2項の規定による報告を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をした者
- (3) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わない者

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第8条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前又は施行日以後60日の間に行おうとする設置事業については、適用しない。